

須賀川市公共施設等総合管理計画 (概要版)

平成29年3月

須賀川市

1. 計画の目的

須賀川市が保有する学校・市営住宅等の公共施設や上下水道・道路等のインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期から、様々な行政需要や市民ニーズに対応するため建設されたもので、公共サービスとして提供されてきました。これらの公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、その維持・更新等に多額の費用が必要となることが見込まれています。

一方、社会保障費をはじめとした経常経費の増加に伴う財政の硬直化、市町村合併算定替えの終了による地方交付税の段階的縮減等、厳しい財政状況が続いています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行等による税収の減少や扶助費の増大等が見込まれるとともに、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小される可能性も懸念される中、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保はより一層困難になることが予測されます。

このような中、近年では、中央自動車道笹子トンネルの天井落下事故など、施設の老朽化等による重大な事故も発生しており、市民の安全確保のためには、保有または管理する公共施設等の維持・更新が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対する財源も確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、須賀川市公共施設等総合管理計画を策定するものです。

2. 計画期間

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「須賀川市総合計画」と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象施設は、市が保有・管理する公共施設等のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

【建物（12 類型）】

行政系施設	教育文化系施設	スポーツ・レクリエーション系施設
庁舎、消防屯所、ふれあいホーム 等	公民館、文化センター、図書館、農村環境改善センター、歴史民族資料館 等	体育館、アリーナ、野球場、プール、市民温泉、三世代交流館、水と緑のふれあいプラザ 等
保健・福祉施設	学校教育系施設	子育て支援施設
老人福祉センター、デイサービスセンター、保健センター、老人憩の家、母子生活支援施設 等	小学校、中学校、給食センター 等	幼稚園、保育所(園)、児童館、こども園、児童クラブ館 等
公営住宅	公園	供給処理施設
市営住宅	公園管理事務所、屋外調理棟 等	浄化センター、集落排水処理施設、防災・水防倉庫、排水ポンプ場・格納庫 等
産業系施設	上水道施設	その他
産業会館、労働福祉会館、事務所 等	浄水場	普通財産(建物)、教員住宅、長沼東部コミュニティセンター、倉庫、自転車等収納小屋、 等

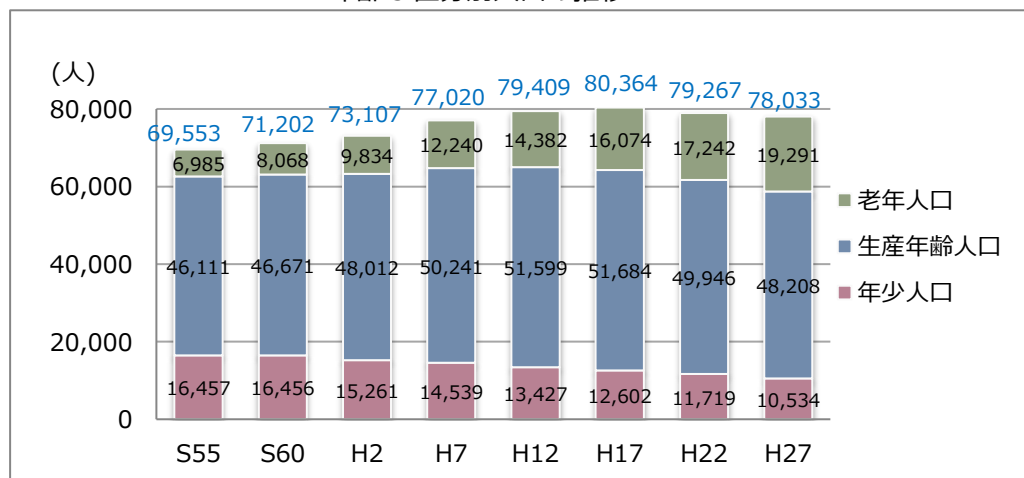
【インフラ(4 類型)】

道路	橋梁	上水道施設
市道、自転車歩行者専用道路	橋梁	上水道施設(管路)
下水道等施設		
公共下水道(管路)、農業集落排水施設(管路)		

1. 人口の推移

本市の人口は、平成 27 年で人口 78,033 人、世帯数 28,382 世帯、1 世帯当たり 2.75 人となっています。10 年前（平成 17 年）の人口 80,364 人をピークに年々減少しています。また年齢 3 区分別人口は、老年人口（65 歳以上）が昭和 55 年 6,985 人（10.0%）から平成 27 年 19,291 人（24.7%）と増加傾向にあり、年少人口（15 歳未満）は昭和 55 年の 16,457 人（23.7%）から平成 27 年の 10,534 人（13.5%）と減少傾向で、少子高齢化が進行しています。

年齢 3 区分別人口の推移

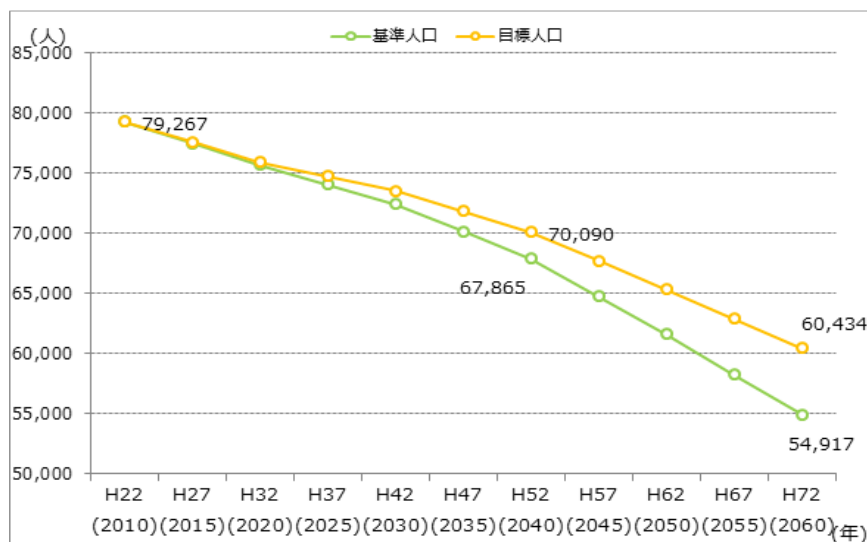


※年齢不詳者は、年齢 3 区分別人口から除く

2. 将来人口の推計

本市の将来人口（目標人口）は、『須賀川市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）』においては、平成 72 年において約 60,400 人と推計しています。

将来推計人口



1. 公共施設（建築物）の現状

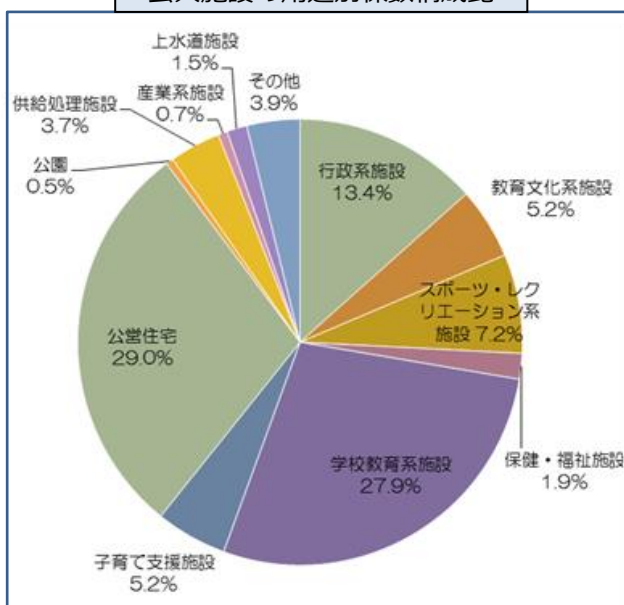
本市の公共施設（建築物）は 301 施設（752 棟）あり、総延床面積は 315,276 m²です。

公共施設の施設数・棟数と延床面積

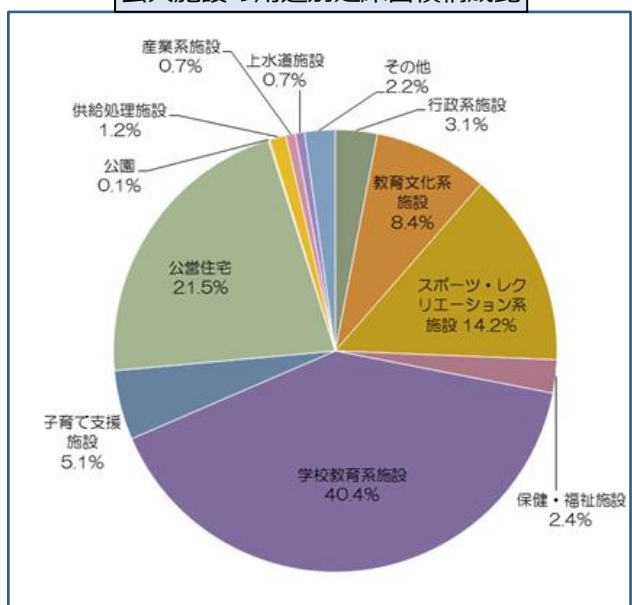
施設用途	施設数	棟数		延床面積	
	施設数	棟数	構成比(%)	面積(m ²)	構成比(%)
1 行政系施設	97	101	13.4	9632.4	3.1
2 教育文化系施設	20	39	5.2	26,347.6	8.4
3 スポーツ・レクリエーション系施設	29	54	7.2	44,866.6	14.2
4 保健・福祉施設	11	14	1.9	7,634.7	2.4
5 学校教育系施設	28	210	27.9	127,483.4	40.4
6 子育て支援施設	33	39	5.2	16,003.2	5.1
7 公営住宅	19	218	29.0	67,875.1	21.5
8 公園	3	4	0.5	357.3	0.1
9 供給処理施設	28	28	3.7	3,772.6	1.2
10 産業系施設	3	5	0.7	2,204.3	0.7
11 上水道施設	8	11	1.5	2,085.0	0.7
12 その他	22	29	3.9	7,013.8	2.2
総計	301	752	100.0	315,276.0	100.0

※構成比は、小数点第2位で四捨五入しています。

公共施設の用途別棟数構成比



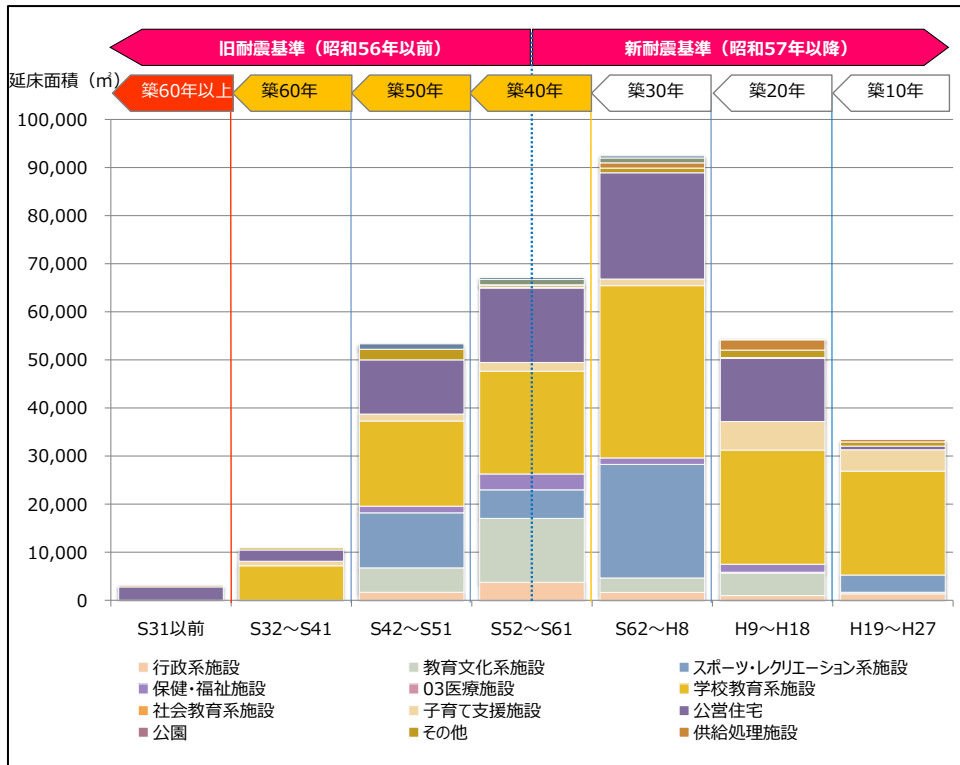
公共施設の用途別延床面積構成比



建築年代別にみると、高度経済成長期の昭和 45 年頃から多くの施設が整備されており、公営住宅などで築 60 年を経過する建物も現存します。

昭和 40 年代初期から学校教育系施設、昭和 50 年代初期からスポーツ・レクリエーション系施設の整備が多くなっています。これらの施設は築 40 年以上を経過し、今後 10 年間で大規模改修などの必要性が同時期に集中してくるおそれがあります。

公共施設の建築年度別延床面積



2. インフラ資産の現状

本市のインフラ資産の整備状況は下記のとおりです。

インフラ資産の保有状況

分類		施設数等	備考
道路	一般道路	延長：1,458,073m 面積：7,622,727 m ²	
	自転車歩行者道	延長：11,621m 面積：41,753 m ²	
橋梁		本数：400 橋 延長：6,260m 面積：41,668 m ²	橋梁長寿命化計画策定済 (平成 22 年・25 年) 橋梁改良率：0%
上水道施設(管路)		延長：574,563m	耐震管整備率：7.2% 上水道普及率：90.4%
下水道等施設(管路)		管路延長： (公共下水道) 225,300m (農業集落排水施設) 174,561m	下水道普及率：48.5% 下水道接続率：79.0% 農業集落排水普及率：14.3% 農業集落排水接続率：93.0%

4

公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み等

平成 28 年度（2016 年度）から平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間を対象に、公共施設等の維持管理・更新にかかる経費を推計すると、総額 3,061.5 億円(年平均約 76.5 億円)が見込まれます。

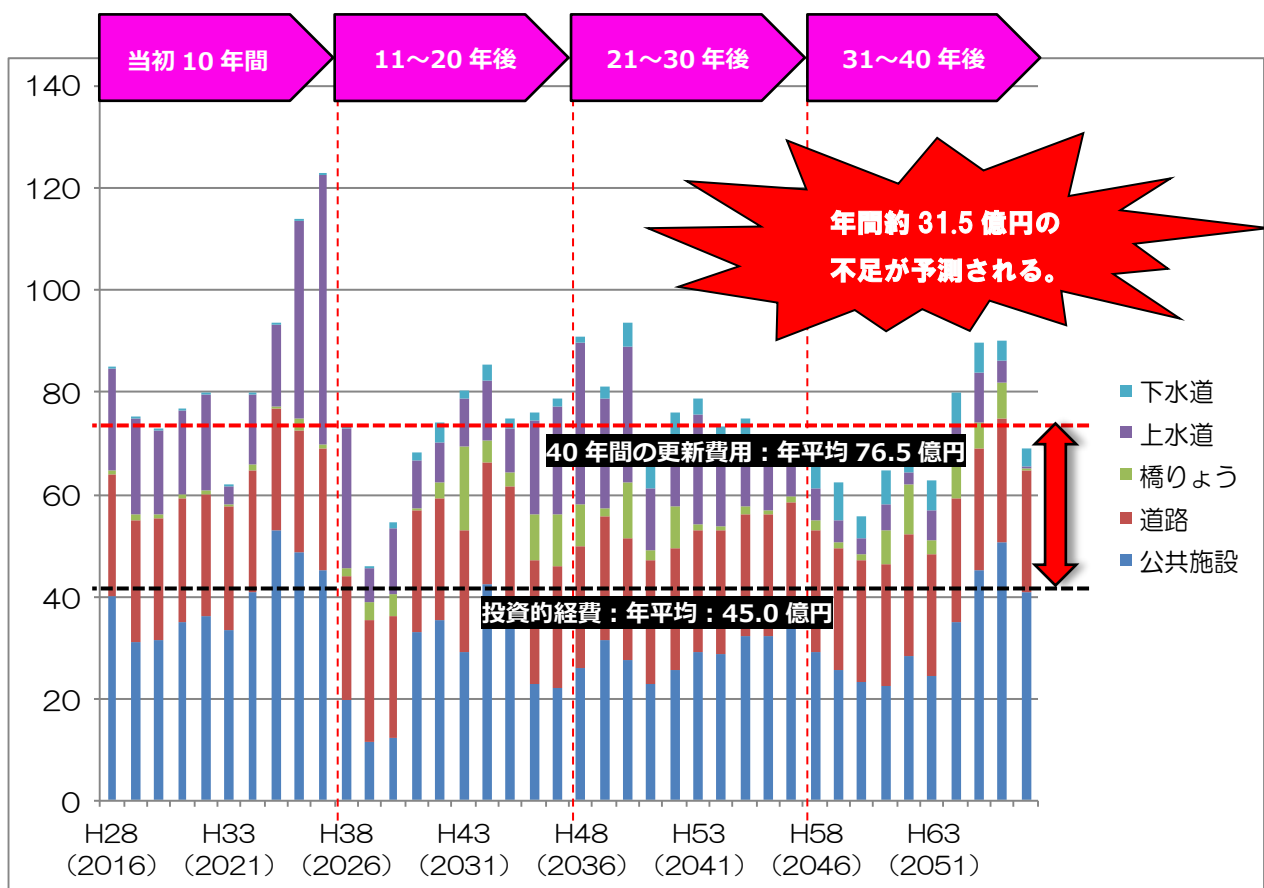
一方、将来的に維持管理・更新に充当可能な費用は、年平均約 45.0 億円と見込まれることから、将来必要と見込まれる 1 年当たりの更新等費用（約 76.5 億円）との間に約 31.5 億円の不足が生じると見込まれます。

公共施設等の将来(40 年間)の更新等費用の推計

単位：億円

公共施設	道路	橋梁	上水道	下水道	計	1 年当たり
1,274.8	958.4	144.6	567.3	116.5	3,061.5	76.5

※小数第 2 位（百万円の位）で四捨五入しています。



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）に準じて試算

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の供給、品質、財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

① 供給に関する基本方針

- 施設総量の適正化
- 機能の複合化等による効率的な施設の配置

② 品質に関する基本方針

- 予防保全の推進
- 計画的な長寿命化の推進

③ 財務に関する基本方針

- 維持管理費用の適正化
- 長期的費用の縮減と平準化
- 民間活力の導入

2. 具体的な取組方策

	公共施設(建物)	インフラ
① 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準建築物で耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施します。 ・既に耐震化済の施設や耐震診断結果により耐震性を有する施設については、定期的な点検を実施します。 ・新耐震基準建築物で建築後 30 年以上経過した施設を中心に劣化状況の把握に努め、大規模改修の実施を検討します。 ・建築後 15 年を目安に劣化調査等の実施を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」へ転換します。 ・定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築します。
② 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の部位・部材等の修繕周期や点検・診断結果を踏まえ、適切な時期の修繕により機能を維持します。 ・民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスを維持・向上します。 ・施設の更新にあたっては、適正な規模、機能の複合化や減築、用途変更等を検討し、効率的な施設の配置や省エネ対応機器の導入等、トータルコストを縮減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。 ・施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用などの改善を実施します。

	公共施設(建物)	インフラ
③ 安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検により、施設の劣化状況を把握します。 ・点検結果をデータベース化し、危険性が認められた施設は、計画的な改善・更新ならびにユニバーサルデザイン化の推進等により、機能の維持や安全性の確保を図ります。 ・老朽化により供用廃止された施設や、今後も利用見込みのない施設は、施設の取壊しや除去など安全性を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性を確保します。
④ 耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上必要な施設について、耐震性の向上を図るとともに、「須賀川市耐震改修促進計画」に基づき、優先的に耐震化すべき建築物について、耐震化を計画的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の特長や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。
⑤ 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象に、定期的な大規模改修を実施します。 ・該当施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施します。 ・これから大規模改修の時期を迎える施設は長寿命化を併せて実施し、長期的な維持管理コストを縮減します。 ・今後策定する個別の長寿命化計画は、本計画との整合を図り計画を策定します。 ・公営住宅は、「須賀川市市営住宅ストック総合活用計画」を踏まえ、長寿命化を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全によって長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。 ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。 ・農業集落排水施設については、「最適化構想」等を踏まえ、長寿命化を実施します。
⑥ 複合化・集約化や廃止の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なサービス水準の維持・向上を念頭におきながら、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化、維持管理経費の縮減を図ります。 ・現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設等は、人口構成の変動等を勘案し保有総量を縮減します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に実施します。
⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>1) 庁内における意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員対象の研修会の開催等により、庁内のマネジメント意識を共有します。 <p>2) 民間活力の活用体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、PPP※1やPFI※2の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制を構築します。 <p>3) 市民との情報共有と協働体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。 ・市民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、市民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。 	

※1 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと
 ※2 PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)はPPPの代表的な手法の一つであり、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

6

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設用途		基本方針
公共施設 (建物)	1 行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化を図ります。 ● 大規模改修等を実施するにあたっては、より効率的な最新設備への更新を検討します。 ● 組織機構の変更などにより機能が縮小となった施設については、他の既存施設との統合を図ります。
	2 教育文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づき、施設の耐震化を推進します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 建築年代の古い施設については、建替え・大規模改修を含め、計画的な修繕改修等の実施や点検等の強化を図り適正な維持管理に努めます。 ● 各施設の状況を踏まえながら、機能の集約化、複合化を図ります。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
	3 スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの遊び場、地域スポーツの拠点として学校体育施設の開放を今後も行います。 ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づき、施設の耐震化を推進します。 ● 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、建替え・大規模改修を含め、計画的な修繕改修等の実施や点検等の強化を図り適正な維持管理に努めます。 ● 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
	4 保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断が未実施の施設については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代の古い施設については、現在ある必要な機能の維持について検討し、大規模な修繕も含め、サービス水準の維持、向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

施設用途		基本方針
インフラ	5 学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断結果に基づく年次計画により、校舎の耐震化を推進します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。
	6 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼保一体化、施設の統合、老朽化施設の建替えや改修など、効率的な運用を推進します。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 「認定こども園整備に関する助成」等、民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
	7 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 「須賀川市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、施設の計画的な維持管理を推進します。 ● 建築年代が古く、施設や設備の老朽化が著しい団地については、廃止または建替えについて検討します。
	8 公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、都市公園の施設については、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に施設の修繕等を適切に進めていきます。
	9 供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● インフラ施設の最適整備構想に合わせて、予防保全に努めます。
	10 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
	11 上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧耐震基準で建築されている浄水施設については、「水道ビジョンすかがわ2020」に基づき、計画的な耐震化を推進します。
	12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途廃止済の施設については、将来的に建物の解体、跡地の売却または有効活用の検討などを進めます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
	1 道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。
	2 橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定の橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づく適正な維持管理を推進します。
	3 上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の耐震化を進め、安定した給水の確保を図ります。 ● 「水道ビジョンすかがわ2020」等に基づき、浄水処理方法の統一や原水水質の悪化傾向がある浄水場の廃止等を行い、水道施設の効率的運用を推進します。
	4 下水道等施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道長寿命化計画に基づき、予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

今後は、市全体における「全体最適化」の視点から全庁的な取組体制を構築していくため、公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めるとともに、庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを行う部署の設置を検討していきます。

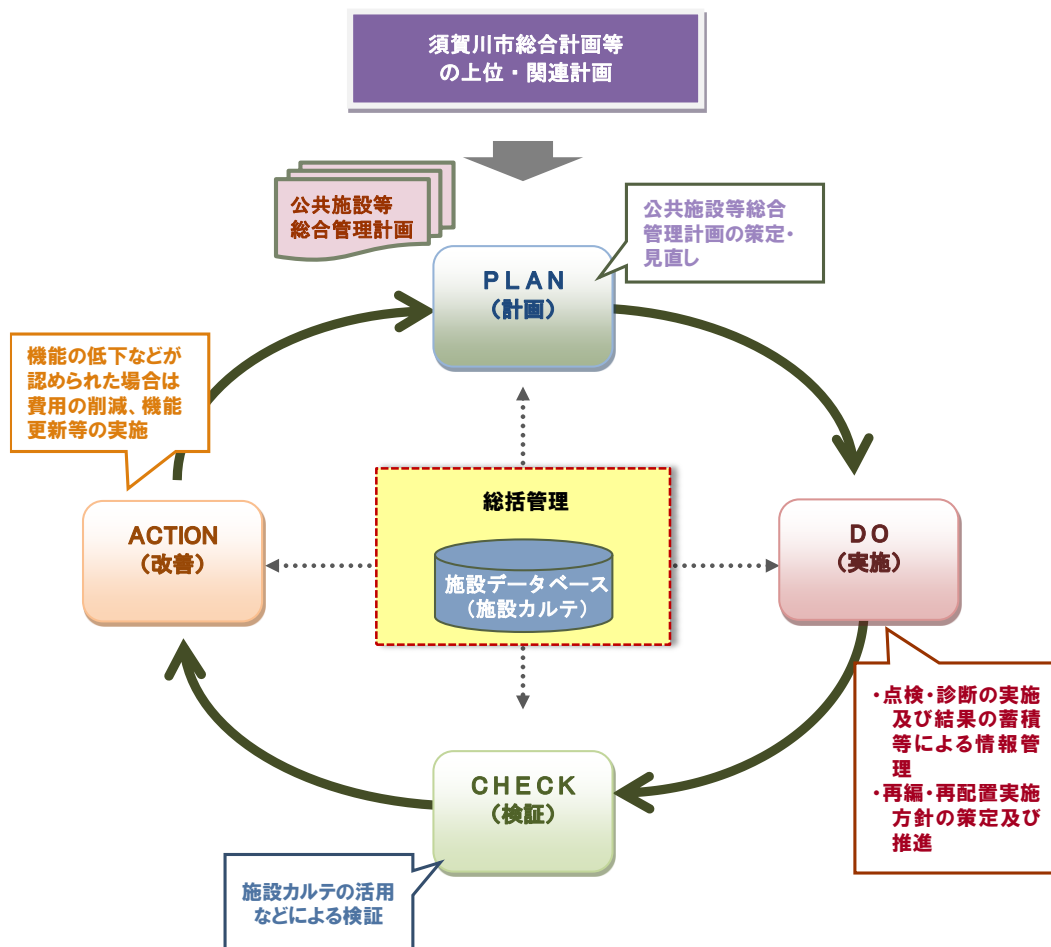
また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

さらに、一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳等との連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していきます。

図表7 フォローアップの実施イメージ





須賀川市

須賀川市公共施設等総合管理計画概要版（平成29年3月）

■発行 須賀川市

■編集 須賀川市行政管理部行政管理課

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地

TEL : 0248-88-9122 FAX : 0248-75-2978

E-mail : gyousei@city.sukagawa.fukushima.jp